

様式第1号（第4条関係）

「信州の安心なお店」等推進奨励金交付申請書

申請日を記入

令和 3 年 7 月 1 日

岡谷市長 今井 竜五 様

申請者 所在地 岡谷市幸町8番1号
企業名等 岡谷商事（株）
代表者名 岡谷 太郎

「信州の安心なお店」等推進奨励金交付要綱第4条の規定に基づき、奨励金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

- 1 「信州の安心なお店認証制度」への申請状況（下欄のいずれかに○印を記載してください。）

「信州の安心なお店認証制度」への認証を申請中	○
「信州の安心なお店認証制度」の認証を既に受けている	

- 2 対象となる施設 ※事業所（店舗）ごとに申請書の作成が必要です。

(1) 店舗名 岡谷食堂

(2) 所在地 〒394-8510 岡谷市幸町8番1号

(3) 連絡先 (担当者名) 岡谷 花子 (電話番号) 090-****-****

- (4) 業種（該当するものに✓を記載してください。）

食料品製造業 酒類製造業 飲食料品卸売業
宿泊業 飲食サービス業 普通洗濯業
リネンサプライ業 旅行業 結婚式場業
運転代行サービス業 一般貸切旅客自動車運送業 娯楽業
その他（ ）

(5) 娯楽業における時短営業・入場制限（実施している場合は下記に記載ください。）

区分	時短・入場制限前の 通常の営業形態	時短・入場制限実施中の 営業形態
営業時間	10:00 ~ 23:00	10:00 ~ 20:00
入場制限	—	通常の50%（最大20名）

娯楽業のみ 記入

3 奨励金申請金額

区分	該当区分に ○印を付す。	申請金額
飲食サービス業	○	200,000円
その他		100,000円

4 確認事項（該当するものに✓を記載してください。）

- 提出書類の記載に軽微な不備があった場合、 市による修正を認めます。
 自ら修正します。

5 誓約事項

- ・本申請において提出した書類の記載内容は、事実に相違ありません。また、事実でないことが判明した場合は、本奨励金の返還等に応じるとともに、施設名の公表に同意します。
- ・岡谷市から報告等の求めがあった場合は、速やかにこれに応じます。
- ・感染拡大予防の「業種別ガイドライン」を遵守するとともに、「新型コロナ対策推進宣言」又は「信州の安心なお店」などの表示を行っています。
- ・対象施設を管理・運営するために必要な許認可等は、全て受けています。
- ・申請書類に記載された情報が確認できない場合は、市が申請内容の確認及び調査等を行うことに同意します。
- ・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員及び岡谷市暴力団排除条例第6条第1項に規定する暴力団関係者等に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営に事実上参画していません。

署名 岡谷 太郎

記入例

様式第3号（第6条関係）

令和3年 月 日

「信州の安心なお店」等推進奨励金交付請求書

記入しないこと

岡谷市長 今井 竜五 様

申請者 住所 岡谷市幸町8番1号
事業所名 岡谷商事（株）
代表者氏名 岡谷 太郎

印

「信州の安心なお店」等推進奨励金について下記のとおり請求します。

なお、奨励金は下記口座に振込みしていただくよう依頼します。

飲食サービス業 200,000円
その他業種 100,000円

1 請求金額

2 0 0 0 0 0 円

2 振込口座

振 込 先 金 融 機 関	金融機関名	岡谷	銀行	岡谷	支店			
	預金種類	1	普通預金	2	当座預金			
	口座番号	1	2	3	4	5	6	7
	フリガナ	カ) オカヤショウジ オカヤタロウ						
	口座名義	岡谷商事（株） 岡谷太郎						

※振込口座の通帳の写しを添付

（金融機関、支店名、口座番号、口座名義及びフリガナが表示されている箇所）

【注意】信州の安心なお店認証制度結果通知を受領後、30日以内に提出してください

様式第3号（第6条関係）

「信州の安心なお店」等推進奨励金登録完了届

令和3年 8月 30日

岡谷市長 今井 竜五 様

市から送付された「「信州の安心なお店」等推進奨励金交付決定書兼確定通知書」にある、右上の日付及び左上の指令番号を記入してください。

申請者 所在地 岡谷市幸町8番1号
企業名等 岡谷商事（株）
代表者名 岡谷 太郎

令和 年 月 日付岡谷市指令第 号で決定の通知を受けた奨励金について、「信州の安心なお店」等推進奨励金交付要綱第6条の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

別紙：長野県「信州の安心なお店認証制度実施要綱」第5条第3項に規定する信州の安心なお店認証制度審査結果通知書の写し

県から送付された「「信州の安心なお店認証制度審査結果報告書」の写しを添付してください。